

福津市発達支援事業業務について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和8年6月25日

福津市長 福井 崇郎

第1 契約担当部局

郵便番号 811-3293 福津市中央1丁目1番1号

福津市こども家庭部子育て世代包括支援課子育て世代包括支援係(担当:大久保、荒井)
(福津市役所本館1階7番窓口)

電話 0940-34-3352

FAX 0940-42-6939

e-mail kosodate-hokatsu@city.fukutsu.lg.jp

第2 業務の概要

1 業務名 福津市発達支援事業業務

2 業務内容

- (1) 個別相談
- (2) 言語聴覚士による相談(構音訓練)
- (3) 集団保育(ほっとタイム事業)
- (4) 個別および集団療育(スマイルクラブ事業)
- (5) 園・学校・学童訪問
- (6) 子育て施策に関わる団体の職員を対象とした学習会
- (7) 乳幼児健診における相談支援
- (8) 就学相談及びそれに付随する連絡調整等
- (9) 他機関との情報共有・連携・会議への出席
- (10) 託児に関する連絡調整

3 履行期間 令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

第3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者(以下「参加希望者」という。)は、次の要件をすべて満たし日本国内に主たる事業所を有する法人であること。

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 福津市から福津市指名停止措置要綱(平成17年福津市告示第6号)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。ただし、福津市一般(指名)競争入札参加資格審

査登録名簿に登載されていない場合は、福岡県内の公共機関から指名停止措置を受けていない者であること。

- 3 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- 4 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団またはその構成員の利益につながる活動を行う者でないこと。
- 5 法人税（国税、県税、市税）の滞納がないこと。
- 6 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は当事業の入札前6カ月以内に手形、小切手を不渡りした者でないこと。
- 7 提案業務を行うに当たり、必要な許認可等を取得済み又は事業開始までに取得予定の者であること。
- 8 無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体等ではないこと。
- 9 令和元年以降に受託又は実施した類似事業の実績があること。

第4 実施要領等の交付期間及び方法

福津市発達支援事業業務に係る公募型プロポーザル実施要領及び様式等（以下「実施要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

1 交付期間

令和8年6月25日（木）から令和8年7月15日（水）

2 交付方法

第1の場所で交付するほか福津市ホームページからのダウンロードにより交付する。

ホームページ URL <https://www.city.fukutsu.lg.jp/>

ホーム>産業・ビジネス>入札・契約情報>プロポーザル方式

第5 参加手続等

1 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

(1) 提出期限 令和8年7月15日（水）午後1時必着

(2) 提出場所 第1に同じ。

(3) 提出方法 持参によること（月曜日から金曜日 午前9時から午後5時）

※郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。

2 参加資格の確認等

第3に定める参加資格要件の確認を行い、確認結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

3 企画提案書の提出

2で企画提案書の提出を依頼された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

- (1) 提出期限 令和8年8月3日(月)午後5時必着
- (2) 提出場所 第1に同じ。
- (3) 提出方法 持参によること(月曜日から金曜日 午前9時から午後5時)
※郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。

第6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- 1 参加資格要件を満たしていない場合
- 2 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 3 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- 4 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第7 受託候補者の特定

福津市発達支援事業プロポーザル審査会設置要綱に基づき設置する審査会において、実施要領等で定めた評価基準及び審査方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の受託候補者として特定する。

第8 契約に関する基本事項

1 契約の締結

受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し随意契約の方法により契約を締結する。

2 契約保証金

要する。ただし、福津市財務規則第139条の規定に該当する場合は免除する。

3 契約書作成の要否

要する。

4 支払条件

原則として四半期ごとの部分払いとする。

第9 その他

- 1 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

- 3 提出された書類は返還しない。
- 4 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- 5 受託候補者に特定された者であっても、契約締結までの間に、第3に掲げる要件を満たさなくなった場合は、当該候補者とは契約を締結しない。
- 6 業務の運営開始前の事前準備期間にかかる経費は、受託者の負担とする。